

令和8年度 首都圏ハイエンド市場開拓支援事業 業務委託仕様書

1 事業目的

滋賀県内でこだわりを持ち生産している高品質産品を、発信力が高く市場が広い首都圏で、高価格帯販売ができる方策を見つけ、滋賀県ブランドの発信をすることで今後の産業維持・発展に繋げることを目的とする。

2 委託業務の内容

滋賀県内でこだわりを持ち生産している滋賀県産高品質産品を高価格帯販売が可能な首都圏の販路を開拓する。

(1)ブランドプロデューサーの設置および戦略の検討

首都圏における食品および非食品の高価格帯販売が可能な流通業界の関係者となつなかりが深く、精通している者を「ブランドプロデューサー」として首都圏に設置し、ブランドプロデューサーを中心に、首都圏での販路開拓を効果的に進めるための戦略を検討すること。

(2)事業参加者の発掘

事業内容を県内事業者へ周知し、「ブランドプロデューサー」と連携し首都圏での販路開拓に意欲のある県内事業者や産品を発掘する。なお、申し込みのあった県内事業者には個別に説明を実施すること。

(3)実需者の開拓

「ブランドプロデューサー」が持つネットワークを活用し実需者を広く開拓する。

(4)商品マッチングの実施

商品マッチングは随時実施する。

(5)首都圏バイヤーによる産地訪問

事業者のこだわり、生産工程をPRできるように直接訪問を実施する。

(6)滋賀県産高品質産品のPRイベントの実施

高品質産品を広くPRし、取引につながるような首都圏ショップ等においてフェアを実施すること。実施時期、回数、具体的な内容は提案に基づき県と協議して決定するものとする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月25日まで

4 成果物および提出部数

- (1) 県は受託者に対して、年度途中において、本委託業務の進捗状況等について、中間報告を求め、または実地に調査することができるものとする。

- (2) 受託者は、本委託業務の完了後、業務完了報告書を速やかに提出しなければならない。なお、報告書には、当該仕様書 2 (1) ブランドプロデューサーの活動経過と成果(2)事業参加者の発掘(3)実需者の開拓(4)商品マッチングの実施(5)首都圏バイヤーによる産地訪問(6)滋賀県産高品質製品の PR イベントについての内容を記載することとする。

5 納品場所

滋賀県ここ滋賀（東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 8 階）

6 業務の遂行について

- (1) 本委託業務の内容は、受託者からの提案に基づき、県と協議の上決定する。
- (2) 受託者は、本委託業務の着手前に全体の工程、作業方針等についてあらかじめ県の承諾をうけなければならない。
- (3) 受託者は、常に監督職員との連絡を密にし、本委託業務の内容に疑義が生じた場合は速やかに報告し、監督職員の指示を受け、それに従うものとする。

7 留意事項

本委託業務の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 本仕様書に明示されていない事項であっても、事業目的を到達するために必要と認められる事項には、双方協議の上、受託者の負担で実施する。
- (2) 県は、受託者が本委託業務の実施にあたり、当該仕様書について定められた事項に反した場合には委託契約額の一部または全部を返還させる権利を有するものとする。
- (3) 受託者は、県以外から本委託業務に係る収入を得てはならない。
- (4) 委託契約額を確定した結果、概算払により受託者に既に支払った委託料が過払いとなっているときは、県は受託者に対して、過払いとなっている額の返還を命ずるものとする。
- (5) 受託者は、本委託業務に係る経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間これを保存しなければならない。
- (6) 受託者は、本委託業務に関する十分な知識、理解及び経験のある複数のスタッフを確保の上、委託条件を遵守し、成果品を確実に納入することとする。また、成果達成のための活動報告を毎月末に提出することとする。
- (7) 受託者は、本委託業務の実施に際して、県と受託者の間で打ち合わせを行った際は、打ち合わせ記録を作成し、速やかに提出すること。受託者は、打合せ結果を元に、本委託業務に誠実に反映させることとする。